

障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる 京都づくり条例（仮称）検討会議設置要領

（目的）

第1条 障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる京都づくりを進めるため、その基本理念や実現に向けた方策等を掲げた条例の制定に向けて、障害者の視点を踏まえ、様々な関係者による専門的な検討を行うため、学識経験者や当事者団体など関連分野関係者で構成する「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）に関すること
- (2) その他必要な事項

（組織）

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（座長）

第4条 検討会議に座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議は、京都府健康福祉部長が招集する。

2 検討会議は、座長が議長となる。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、京都府健康福祉部障害者支援課において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営その他に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月28日から施行する。